

令和元年度（2019 年度）エゾシカの可猟区域及び期間等について（案）

1 目的

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 12 条第 2 項、第 14 条第 2 項の規定に基づき、エゾシカの適正な個体数管理を図るため、令和元年度（2019 年度）のエゾシカの可猟区域及び期間等を定める。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜粋）

第 12 条第 2 項

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合は、前項の禁止又は制限に加え、同項各号に掲げる禁止又は制限をすることができる。

第 14 条第 2 項

2 都道府県知事は、第二種特定鳥獣が狩猟鳥獣であり、かつ、その狩猟期間が第十一条第二項の規定により限定されている場合において、当該第二種特定鳥獣に係る第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るため特に必要があると認めるときは、当該狩猟期間の範囲内で、当該第二種特定鳥獣に関し、同項の規定により限定された期間を延長することができる。

2 経過

(1) これまでの取組

- ・増えすぎたエゾシカの個体数を削減し、農林業被害を抑制するため、メスジカ捕獲数制限の撤廃や可猟区域の全道拡大、緊急対策期間（平成 22 年度～26 年度）の設定等の対策を講じてきた結果、年間 12 万頭以上の捕獲実績が続き、農林業被害額はピーク時の 64 億円から 25 億円減の 39 億円となり、東部地域においては個体数指数が減少したと推定されるなど、一定の成果はあったが、依然として高水準で推移。

(2) 近年の取組

〔北海道エゾシカ対策推進条例制定〕

- ・平成 26 年 3 月に、特定の野生動物の総合的な対策を定めた都道府県の条例として全国初となる「北海道エゾシカ対策推進条例」を制定し、エゾシカ対策に関する、基本理念や道の責務等を明らかにするとともに、施策の基本事項を定めており、総合的かつ計画的に対策を推進。

〔鳥獣保護法の一部改正（現 鳥獣保護管理法）〕

- ・平成 26 年 5 月に鳥獣保護法が改正され、ニホンジカ、イノシシ等の野生鳥獣について抜本的な捕獲強化を講じるため、指定管理鳥獣捕獲等事業や認定鳥獣捕獲等事業者制度などが新たに創設。

〔北海道エゾシカ管理計画（第 5 期）策定〕

- ・平成 29 年 3 月に、「北海道エゾシカ管理計画（第 5 期）」を策定
- ・計画期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までとし、現行の捕獲制度を運用する中で最大限の捕獲数確保に努めるとともに、第 4 期計画に引き続き資源管理の考え方を取り入れながら、狩猟者人口の減少も見据えた実効性のある個体数管理を実現する期間として策定。

〔指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲の実施〕

- ・道では、指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し、鳥獣保護区や自然公園など各種規制があり、普段捕獲が行われていない地域において、平成 27 年度及び 28 年度にモデル捕獲事業を実施し、平成 29 年度から捕獲事業を本格実施しているところ。
- ・その他、平成 28 年度から 2 ヶ年で夜間銃猟モデル捕獲事業を実施し、平成 30 年 3 月に「北海道におけるエゾシカ夜間銃猟実施に関する指針（ガイドライン）」を作成。

3 令和元年度（2019 年度）エゾシカの可猟区域及び期間等の設定の考え方

エゾシカの個体数削減のため、狩猟においてもメスジカの捕獲数をできる限り確保する必要があることから、規制緩和を継続する。

(1) 可猟区域

可猟区域は、原則として市町村の行政区域単位一円（法定禁止区域を除く。）とするが、事故防止や生態系への影響回避の観点から必要と認められる区域については、可猟区域から除外する。

[可猟区から除外する区域]

市町村名	除外する区域
斜里町、羅臼町	知床半島基部の一部
札幌市、恵庭市、喜茂別町、京極町、苫小牧市、伊達市、日高町、平取町、新冠町、浦河町、新ひだか町、せたな町、富良野市、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、南富良野町、占冠村、西興部村、斜里町、小清水町、帯広市、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、大樹町、広尾町、足寄町、厚岸町、標茶町、根室市、中標津町、標津町、羅臼町	国有林野管理経営規定等に基づく保護林及び緑の回廊の区域（一部地域を除く。）
えりも町	道有林の一部

(2) 可猟期間

令和元年度（2019年度）の可猟期間は、次のとおりとする。（別図1、2参照）

	A区域	B区域	C区域	D区域	E区域	F区域	猟区
H30	10/1～3/31	10/1～1/31	10/20～3/31	10/20～2/28	10/20～1/31	10/20～1/4 1/18～2/1 2/15～2/28	9/15～4/15
R1	10/1～3/31	10/1～1/31	10/19～3/31	10/19～2/29	10/19～1/31	10/19～1/5 1/18～1/31 2/15～2/29	9/15～4/15

ア 東部地域

平成29年度は、狩猟と許可捕獲合わせて約6万頭、内メスジカ3万6千頭（平成30年度は集計中）が捕獲され、平成24年度以降は、個体数指数が減少したと推定されるが、北海道エゾシカ管理計画（第5期）の目標の達成のためには、継続してメスジカを捕獲していく必要があることから、緊急減少措置を継続することとし、法第14条第2項に基づきエゾシカの狩猟期間を原則として3月31日まで延長する。

ただし、許可捕獲をより効率的に実行する必要があるなど、地域の実情に応じて調整が必要と認められる市町村については、延長の期間を個別に設定し管理型の狩猟が行われている西興部村猟区（オホーツク管内）は、法第14条第2項に基づきエゾシカの可猟期間を4月15日までとし、斜里町の一部地域については、捕獲効率の向上を目的として、可猟期間に中断期間を設けるものとする。

イ 西部地域

平成29年度は、狩猟と許可捕獲合わせて約6万3千頭、内メスジカ3万7千頭（平成30年度は集計中）が捕獲されているが、個体数指数が平成27年度から28年度にかけて増加に転じた可能性があり、北海道エゾシカ管理計画（第5期）の目標の達成のためには、継続してメスジカを捕獲していく必要があることから、法第14条第2項に基づく狩猟期間の延長を継続することとし、エゾシカの狩猟期間を原則として3月31日まで延長する。

ただし、許可捕獲をより効率的に実行する必要があるなど、地域の実情に応じて調整が必要と認められる市町村については、延長の期間を個別に設定し、管理型の狩猟が行われている占冠村猟区（上川管内）は、第14条第2項に基づきエゾシカの可猟期間を4月15日までとする。

ウ 南部地域

平成 29 年度は、狩猟と許可捕獲合わせて約 3 千 5 百頭、内メスジカ 1 千 9 百頭（平成 30 年度は集計中）が捕獲されているが、生息域が拡大し、局所的に高密度の地域が観察されていることや、ライトセンサスの観察数が平成 22 年度から一貫して増加していることから、法第 14 条第 2 項に基づく狩猟期間の延長を継続することとし、エゾシカの狩猟期間を 3 月 31 日まで延長する。

エ 禁猟期間

環境大臣が定める北海道におけるニホンジカの狩猟期間（10 月 1 日から翌年 1 月 31 日まで、猟区の区域内においては 9 月 15 日から翌年 2 月末日まで）のうち、10 月 1 日から 10 月 18 日までの期間については、農作業や森林土木工事等における事故防止等の観点から、規制が必要な地域においては狩猟期間から除外するものとする。

なお、斜里町の一部の地域においては、捕獲効率の向上を目的として、可猟期間に中断期間を設定する。

4 令和元年度（2019 年度）エゾシカの可猟区域及び期間の設定

前述の状況を踏まえて、平成 31 年度エゾシカの可猟区域及び期間を表 1 のとおりとする。

表 1 令和元年度（2019 年度）可猟区域設定（案）

区域	可猟期間	地域	振興局	市町村
A 区域	10/1～3/31	東部	釧路	浜中町を除く管内全市町村
			西部	空知
		石狩		管内全市町村
		胆振		むかわ町を除く管内全市町
		上川		上川町及び占冠村（猟区）を除く管内全市町村
		留萌		管内全市町村（離島を除く）
		宗谷		管内全市町村（離島を除く）
		南部	後志	管内全市町村
			渡島	管内全市町
			檜山	管内全町（離島を除く）
B 区域	10/1～1/31	東部	根室	中標津町、羅臼町
C 区域	10/19～3/31	西部	日高	新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町
			上川	上川町
D 区域	10/19～2/29	西部	胆振	むかわ町
			日高	日高町、平取町、新冠町
		東部	オホーツク	北見市、網走市、紋別市、大空町、美幌町、津別町、斜里町（一部を除く）、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、雄武町
			十勝	新得町、豊頃町、浦幌町を除く管内全市町村
E 区域	10/19～1/31	東部	十勝	新得町、豊頃町、浦幌町
			釧路	浜中町
			根室	根室市、別海町、標津町
F 区域	10/19～1/5	東部	オホーツク	斜里町（一部）
	1/18～1/31 2/15～2/29			
猟区	9/15～4/15	東部	オホーツク	西興部村（猟区）
		西部	上川	占冠村（猟区）

東部地域 50 市町村、西部地域 88 市町村、南部地域 37 市町村 計 14（総合）振興局 175 市町村

5 捕獲数制限

メスジカの捕獲を推進するため、銃猟によるオスジカの捕獲については、法第 12 条第 2 項に基づき 12 月 1 日以降は、一人 1 日当たり 1 頭までとする。

6 その他

(1) 設定年度

北海道エゾシカ管理計画（第 5 期）では、「生息状況、農林業被害の発生状況等を勘案しながら、各地域区分の管理目標を設定して、きめ細やかな施策の検討と確実な個体数管理を含む施策の実施に努める」こととしているため、単年度の措置とする。

(2) 調査研究

エゾシカの適正な個体数管理を推進するためには、分布、生態、個体数等の科学的なデータが必要であることから、計画的、継続的な調査研究の実施を図り、また、エゾシカの捕獲が個体群に与える悪影響を防止するため、個体数調整の実施に当たっては、モニタリングにより個体群構成の把握に努める。

また、施策の効果を検証するため、農林業被害、生物多様性に与える影響の発生状況を把握するほか、生息地管理のための森林の環境整備に必要な情報収集に努める。

(3) 銃猟の自粛区域（別図 4 参照）

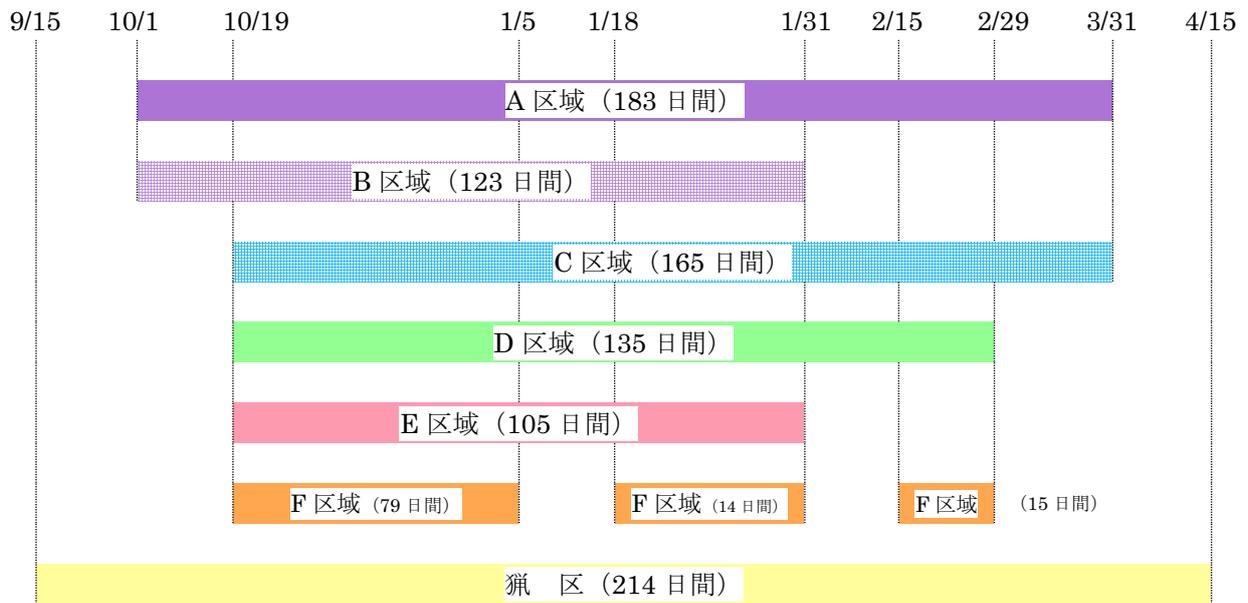
希少猛禽類の繁殖への影響をできるだけ回避するため、多くの営巣地が存在する宗谷管内及び天塩町の海岸・湖沼付近については、3 月を銃猟の自粛区域とする。

(4) 狩猟の指導取締りの強化

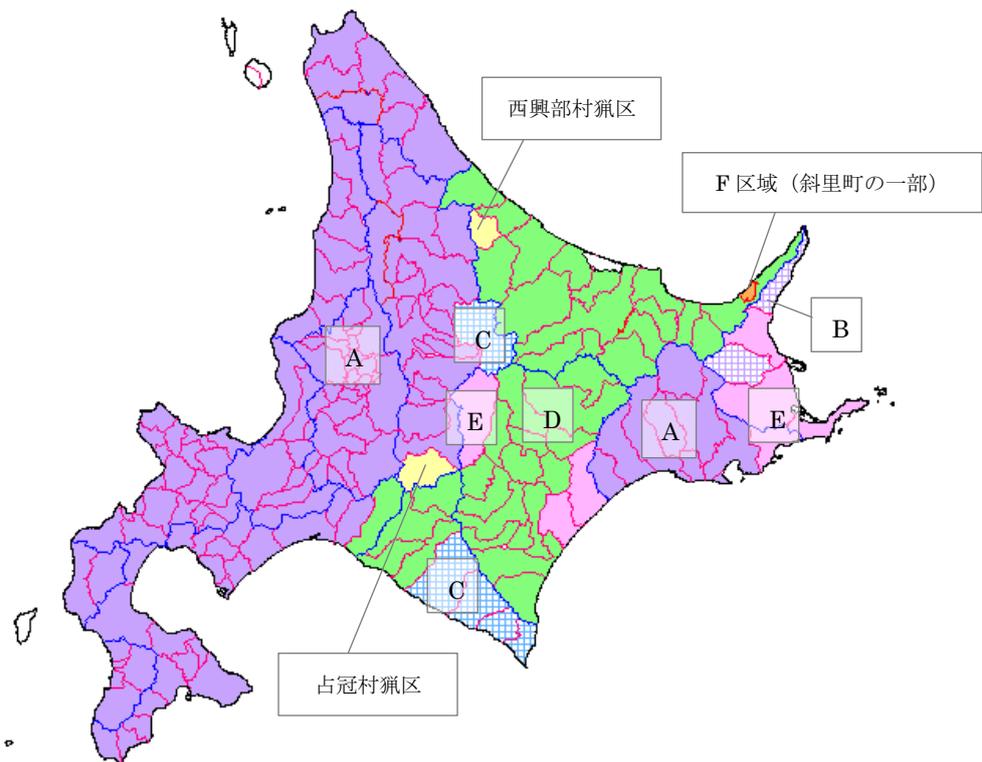
道では、希少猛禽類の鉛中毒発生を防止するため、鉛ライフル弾及び粒径 7mm 以上の鉛散弾を使用する猟法を禁止しているほか、平成 26 年 3 月に制定した北海道エゾシカ対策推進条例により、これら鉛弾の所持についても禁止した。

しかし、本条例施行後も、希少猛禽類の鉛中毒事故が依然として発生していること、エゾシカの残滓を放置する違反行為や銃器の基本的な取扱いの不徹底等による人身事故や暴発事故が発生していることから、狩猟団体や警察などと連携を図りながら違反行為や狩猟事故の防止を図るため、引き続きパトロールなどにおいて普及啓発や指導を徹底する。

令和元年度（2019年度）エゾシカ可猟区域及び期間（案）



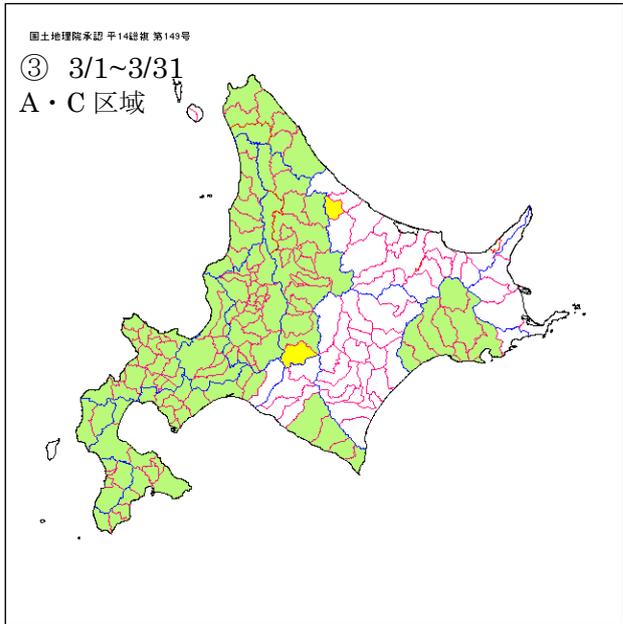
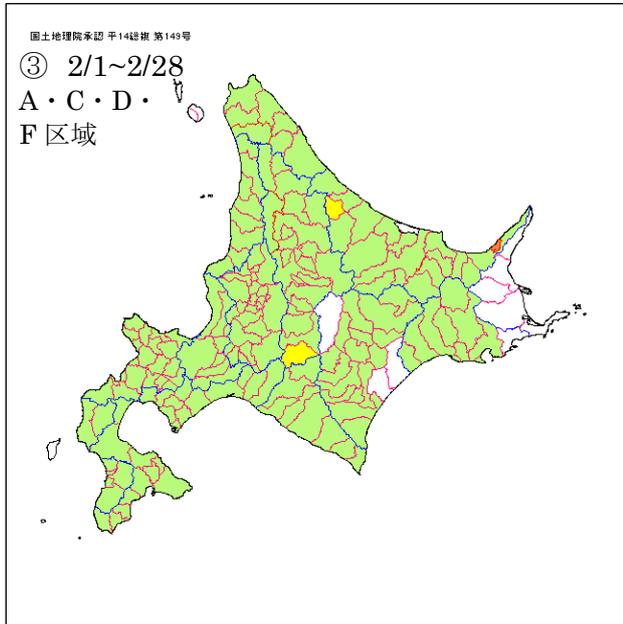
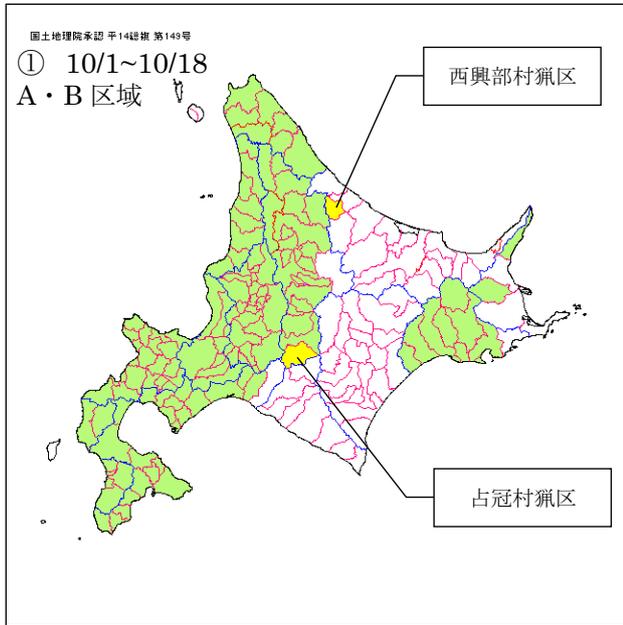
国土地理院承認 平14総複 第149号



A 区域	B 区域	C 区域	D 区域	E 区域	F 区域	猟区
10/1 ~ 3/31	10/1 ~ 1/31	10/19 ~ 3/31	10/19 ~ 2/29	10/19 ~ 1/31	10/19 ~ 1/5 1/18 ~ 1/31 2/15 ~ 2/29	9/15 ~ 4/15

※ 一人1日あたりの捕獲上限 制限なし
 (ただし、オスジカは、12月以降の銃猟については一人1日あたり1頭)

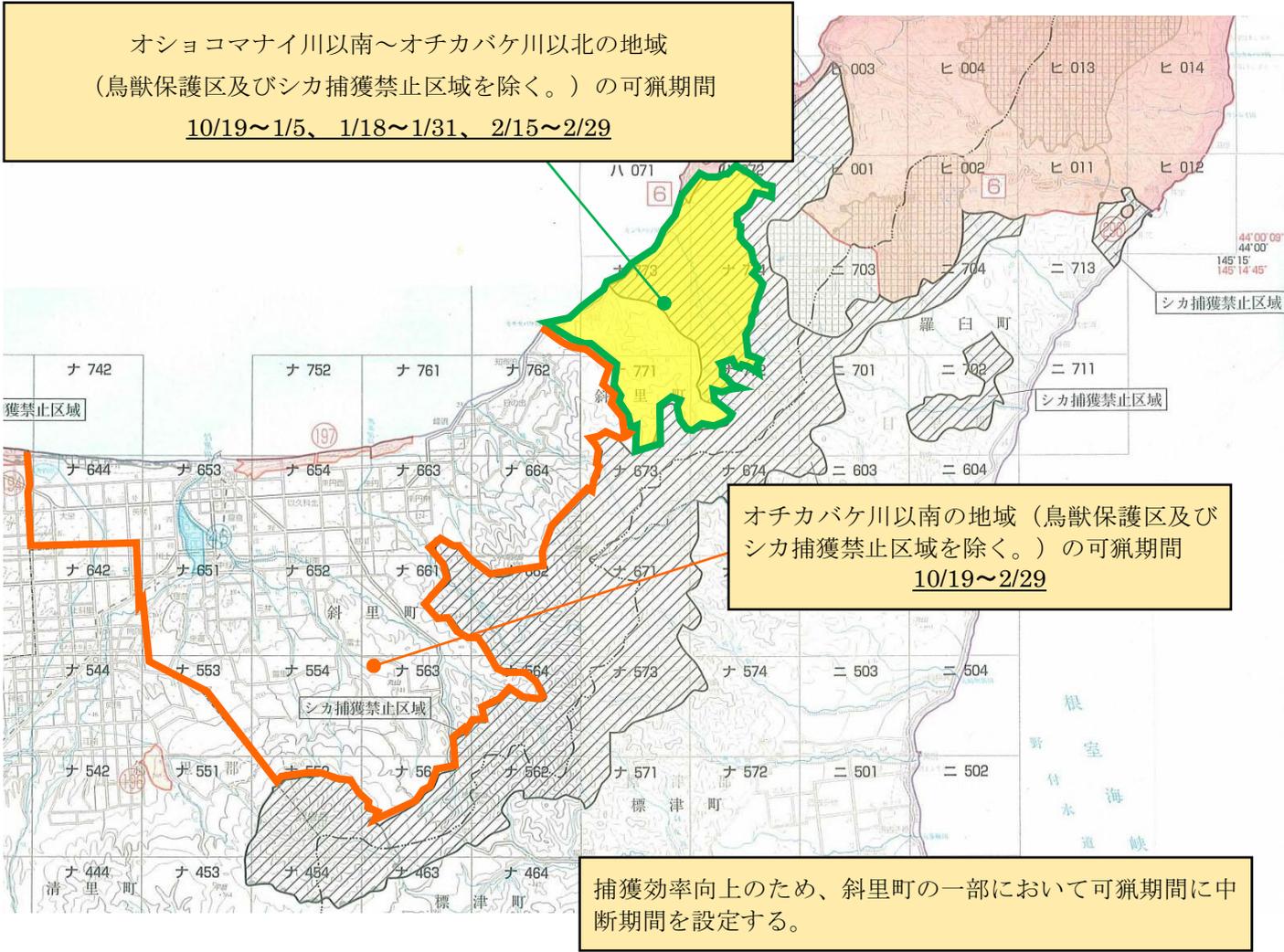
令和元年度（2019年度）エゾシカ可猟区域等設定期間（時系列）（案）



※ 西興部村猟区及び占冠村猟区の可猟期間は、9月15日から4月15日まで

※ 斜里町の一部については、10月19日から2月29日までの可猟期間中に2回の中断期間を設定。

令和元年度（2019年度）斜里町における可猟区域（案）
（一部に中断期間設定）



令和2年(2020年)3月に銃猟自粛をお願いする区域

銃猟の発砲音や人の活動が希少猛禽類の行動に影響を及ぼす可能性があります。
希少猛禽類の繁殖への影響をできるだけ回避するため、図に示す範囲においては、銃猟を自粛願います。

